令和6年度　第2回
新潟市若者支援事業運営協議会　資料

新潟市教育委員会事務局　生涯学習推進課

資料１

令和６年度　若者支援センター「オール」リーフレット配布状況（１月末日現在）

１　ねらい

・若者を対象とした公的な相談機関として「オール」の存在を広報し、周知を図る。

・現中学３年生や高校生を中心に、相談先があることを事前に知らせ、安心して生活を送れるようにする。

２　配布先

（１） オールリーフレット

配布先	配布数	合計
市内高校(私立 4 校)(8 月)	4 校×20 部	80 部
市内通信制高校サポート校	16 校×20 部	320 部
新潟市フリースクール等連絡協議会加盟校 6 校(1/17)	6 校×20 部	120 部
中学校生徒指導主事会　　(7/5)	90 校	90 部
高等学校生徒指導対策会議(7/12)	29 校×20 部	580 部
若者支援関係機関	必要な機関	100 部
若者支援協議会全体会(7/26)	53 機関×1 部～2 部	60 部
若者支援者養成講座(10/5･6)	50 人	50 部
新規相談者(本人、保護者)	50 人×2 部	100 部
予備	140 部	140 部

（２）オールインフォメーションカード

配布先	配布数	合計
市内通信制高校サポート校	10 校×30 枚	300 枚
市内中学 3 年生(8 月)	6000 人	6000 枚
中学校生徒指導主事会(7/5)	90 枚	90 枚
高等学校生徒指導対策会議(7/12)	29 枚×20 枚	580 枚
若者支援関係機関	必要な機関	500 枚
若者支援協議会全体会(7/26)	53 機関×2 枚	102 枚
若者支援者養成講座(10/5･6)	50 人	50 枚
予備	138 枚	138 枚

３　追加配付

・市内特別支援高等学校５校リーフレット設置依頼

（県立江南高等特別支援学校、県立江南高等学校特別支援学校川岸分校、県立西蒲高等特別支援学校、新潟大学附属特別支援学校、新潟よつば学園）

・各区健康福祉課リーフレット配布

資料２

令和６年度　若者支援協議会　事業報告

１　開催会議

会議名	期日	内容	連携機関・団体
全体会議	７月 26 日（金）	・若者支援センター「オール」事業報告 ・全体研修（講義） 「生きづらさを抱える若者への支援にのぞむこと」 講師　フリースクール「ロビオキ」代表　野口　治 様	・協議会構成５６機関・団体
実務代表者会議 【資料２-２】参照	１２月１０日（火）	・各機関・団体の成果と課題およびコロナ明けの若者の実態や状況について ・新潟市若者支援についての意見交換	・にいがた・オーティズム ・にいがた若者・自立支援ネットワーク・伴走舎 ・KHJ にいがた秋桜の会（欠席） ・発達障がい支援センターJOIN ・こころの健康センター ・ひきこもり相談支援センター ・地域若者サポートステーション ・新潟市ユースアドバイザー運営委員長
個別支援検討会議、ケース会議	随時	・個別困難なケースについて、他機関と連携して支援体制について相談	・個別困難ケースに関わる団体・機関（新潟市教育相談センター、新潟市ひきこもり相談支援センター） ・その他（新潟市基幹相談センター、自立訓練・生活訓練施設、保護課）
にいがた若者自立応援ネット	４月～３月	・明鏡高校フリー相談室開設（5 月～2 月）９回 ・定例会（月１回）10 回	・新潟地域若者サポートステーション ・新潟市ひきこもり相談支援センター ・新潟市発達障がい支援センター（JOIN） ・新潟市教育相談センター（学校支援課） ・新潟市若者支援センター「オール」

２　協議会構成機関・団体との連携事業

事業名	事業内容	連携機関・団体
のんびり田舎暮らし体験	困難を抱えた若者が自然の中で心を癒し、農作業を通じて他者と協力したり、主体的に行動したりすることを学ぶ。 ・体験場所　西蒲区福井地区の旧庄屋佐藤家 ・体験内容　畑での農業体験や収穫物での料理体験など ・実施時期　９月から 11 月　計３回	・NPO 法人 福井旧庄屋佐藤家保存会

あったか行商・宅配体験	行商またはお宅訪問をすることにより、地域の人とつながり、自分たちを理解してもらう。共感や称賛を通して受け入れてもらう喜びを実感し、「働く」喜びや意味を学ぶ。 ※適切な支援対象者がいなく実施無し	・NPO 法人にいがた若者自立支援ネットワーク・伴走舎

３　広報活動

活動名	事業内容	連携機関・団体
「(仮称) 新潟市子ども・若者支援ガイド」作成 【資料２-３】参照	本協議会５６関係機関だけでなく、様々な支援機関を網羅し、どのような専門機関や窓口が存在しているかなど、支援を必要とする、あるいは、支援に携わる方々に効果的な情報を提供する。 ・今後の予定　令和７年３月～　新潟市 HP に掲載 （市長部局・教育委員会・学校関係に周知） ・更新スケジュール　令和７年５月　全体会議で内容確認・修正 令和７年６月～　更新・改良 令和８年３月　新潟市 HP 掲載	・協議会構成５６機関・団体 ・その他

資料２－２

令和６年１２月２４日

令和６年度　新潟市若者支援協議会実務代表者会議　記録

令和６年１２月１０日（火）14:00~15:30

４０１会議室にて

【新潟市の若者支援関する情報交換】

①各機関・団体の成果と課題およびコロナ明けの若者の実態や状況について

若者支援センターオール（佐藤）	・利用者減少。コロナ前に届いていない。 ・手帳をもった若者や高学歴の利用者。
にいがた・オーティズム（武田）	・一般就労を目指す。 ・生活リズムが乱ている若者が多い（朝起きれない)。これは、障がい特性なのか、家庭での躾の問題なのか、生活環境の問題なのか？判断が難しい。
にいがた若者・自立支援ネットワーク・伴走舎（青木）	・15 年目。SNS、YouTube 等の影響が大きい。利用者で、SNS の情報を鵜呑みして、押し付けたり強く主張したりしてくる案件があった。それは、自分の承認欲求であり、自分のいいように作っていく。現実世界に引き戻すことが必要。膨大な情報から情報を精査していくことが求められる。 ・SNS の影響もあって「見えないひきこもり」に対する対応が困難。
KHJ にいがた秋桜の会（三膳）	・欠席
発達障がい支援センターJOIN（高橋）	・19 歳～39 歳 36%利用。一番多い年齢層。 ・課題は、通信制や専門学校の生徒が増える中、学校在籍中にサポートを受けるのが難しい。先生方の情報が乏しい。 ・オールと同じで利用者減少。 ・小学生のひきこもり増加。ゲーム、ネット、SNS で過ごせてしまう。外に出る機会減少。人との関わりを嫌がる。 ・家での過ごし方の見直しが必要。
こころの健康センター（松田）	・1 階がいのちの相談室、2 階が相談室。 ・思春期相談、青年期相談もやっている。臨床心理士の相談もやっている（夜間も）が、利用者が少ない。 ・情報があふれている。正しい情報を
ひきこもり相談支援センター（斎藤）	・13 年目。例年年間 2000 件、新規 10 人前後の利用者。 ・10 代の若者は昨年度 2 割。 ・居場所週 1 回実施。コロナ前の人数に届かない。 ・学校とのやり取り強化したい。中学校長会で施設の紹介を今年度も行う。
地域若者サポートステーション（河田）	・20 代が多い。 ・11 月企業説明会。見学会とセットで行った。 ・学校に知られていない。連携が必要。 ・悪い話ばかりではなく、年末派遣アルバイトやジョブトレでそのまま採用された若者が 10 人。
新潟市ユースアドバイザー運営委員長（柏木）	・傾聴に心掛けながら、居場所勤務をしている。 ・成果として、全日制高校を辞めて、通信制高校に編入した若者が、見事大学に合格して元気に過ごしている。時々、オールに来て羽根を休ませにくる。成長が楽しみ。 ・課題は、オールを必要としている若者への周知、年齢を超えた時の居場所の確保。 ・オールのような居場所は必要。
生涯学習推進課（本間）	・全体会議についての説明と提案 ・（仮称）子ども・若者支援ガイドの説明 ・課題の共有（SNS の影響・見えないひきこもり・利用者減）

②新潟市若者支援についての意見交換

	若者支援協議会全体会議について	ガイドについて	課題について
A班	・ポスターセッションは有効。充実させる。 発表者が固定化しているのが△。 例：ポスターを作成しなくても、チラシでも何でもよい。⇒ブース型 ・グループワークなくてもいい。 ・座席も毎回固定化しているので、シャフルする。 ・講師案：FC 今治の学校教育岡田監督 ZOOM でも OK。	・二次元コードはデジタル版にも飛ぶように作る。それぞれの団体に飛ぶ。 ・二次元コードが重要。 ・一覧表を裏に付けると選びやすい。 ・団体の二次元コードは絵や写真がよい。	・SNS の使い方については、周りに相談できる人がいない SNS で気軽に相談した気になってしまう。
B班	・グループワークがよい。ワールドカフェ形式 GOOD！！ ⇒必要な人に出会うことができる。 ・テーマは色々なテーマ。30 分くらいの講義→問題提起していただく→意見交換＝深まり ・「新潟市の若者支援をどうするか」究極のテーマでみんなで話し合う。 ・支援対象外の隙間世代をつなげる。 学校卒業後…就職後…繋げていく。	・困った人が困ったときに使える◎。 ・何をやっている機関かがわかる◎。 ・まずは置いてみる。	・SNS の影響。情報モラル、リテラシー…対人が苦手な若者。 ・大人の利用法オフ・マナーはどうなのか。
C班	・グループ討議はよい。共通のテーマで。 例：お金の使い方（以前 JOIN さんが実施。親や機関からの相談あり。非常に盛況であった。）	・配布先：関係機関・HP・学校 ・活用方法：相談できる窓口を知らせる・機関の連携資料（問い合わせのよりどころ）・市の仕組の紹介（相談者の安心感）	・見えないひきこもりについて 経験の拡充→場の提供 （ボーリング・カラオケ等） ＝きっかけづくり、提供

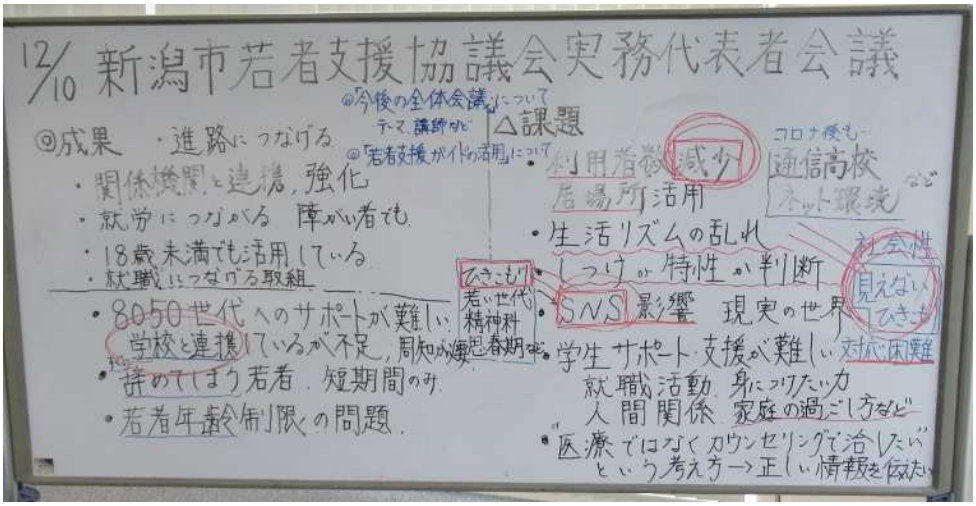

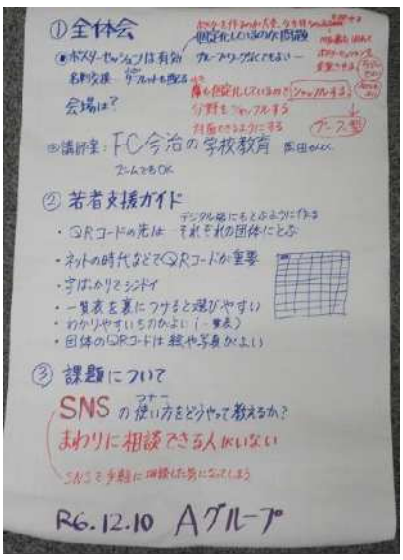

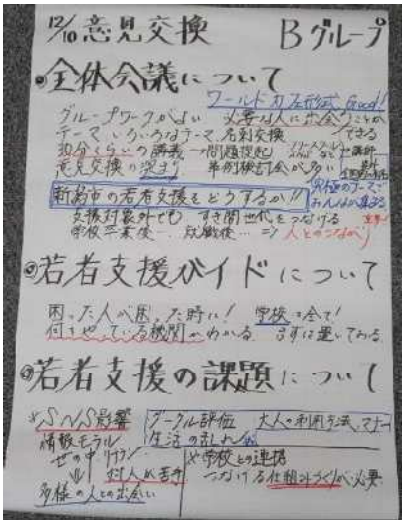

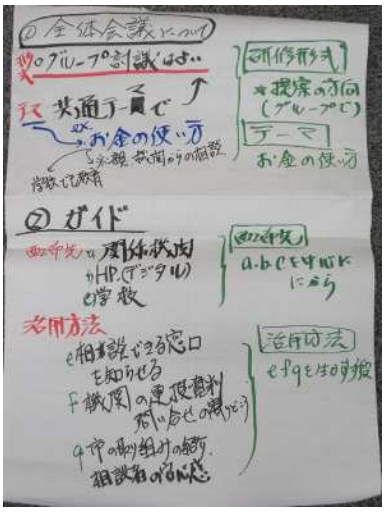

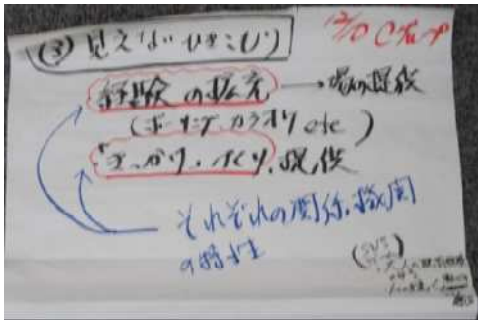

資料３

令和6年度
「新潟市若者支援者養成講座」

若者の「心」シェアしませんか

10月５日（土）10：45～15：20

○開講式　10:45～10:55

○講座No.１　11:00～12:30

『みんなちがって、みんないい！
～発達に凸凹がある子どもたち～』

新潟市教育委員会　特別支援教育課
指導主事　齋藤　いずみ　様

○講座No.２　13:30～15:10

『重層的な思考～あらゆるものに頼る～』

新潟お笑い集団NAMARA　代表　江口　歩　様

○諸連絡　15:10～15:20

10月６日（日）10：30～16：50

○講座No.３　10:30～12:00

『自分を知ることがコミュニケーションの第一歩』

オートゥワード　山田　乙葉 様

○講座No.４　13:00～14:30

『ひきこもり経験者が考える支援の形』

フリースクールロビオキ　代表　野口　治　様

○講座No.５　14:40～16:10

『私の体験発表＆オリジナルソング』

『生き様発表会』代表　シンガーソングライター
YOPPY（ヨッピー）　様

○閉講式　16:20～16:30

＊ユースアドバイザー委嘱希望者対象説明会 16:30～16:50

会場 新潟市立中央図書館ほんぽーと　多目的ホール

新潟市教育委員会生涯学習推進課
TEL　025－226－3230
若者支援者養成講座担当

令和6年度　新潟市若者支援者養成講座アンケート結果

2025/1/31

		受講者数	5高い	4	3	2	1低い	平均
Q1興味関心	講座1	42	37	3	2	0	0	4.8
	講座2	43	31	11	0	0	1	4.7
	講座3	41	24	9	6	0	2	4.3
	講座4	31	20	9	1	1	0	4.7
	講座5	39	27	8	4	0	0	4.6
	平均	39.2	27.8	8	2.6	0.2	0.6	4.6
Q2満足度	講座1	42	37	4	1	0	0	4.9
	講座2	43	32	10	0	0	1	4.7
	講座3	41	18	12	8	1	2	4.2
	講座4	40	30	10	0	0	0	4.8
	講座5	39	31	7	0	1	0	4.9
	平均	41	29.6	8.6	1.8	0.4	0.6	4.7

【講座1】齋藤　いずみ様

【講座2】江口　歩様

【講座3】山田　乙葉様

【講座4】野口　治様

【講座5】YOPPY様

資料４

令和７年２月１７日

令和７年度新潟市若者支援協議会全体会議に向けて（案）

担当　本間

１　ねらい

新潟市の若者支援について、対面での会議を活かし、小グループでの情報交換や全体での共有を通して、各機関の強みを知ったり、担当者とつながりをもったりすることで、連携をより強化することを目指す。

２　期日　　第１候補：５月２２日（水）　第２候補：５月２３日（木）　第３候補：６月４日（水）

３　会場　　市役所本館６階講堂

４　内容

ここ数年は、情報交換（名刺交換、ポスターセッション）、報告、全体研修（講義形式）であったが、関係機関・団体が一堂に会する貴重な会議であることから、次のように提案したい。

【提案】全体研修会→グループワーク→全体共有（ワールドカフェ形式など）

例：講師あり。今年度であれば、テーマはひきこもり。グループワークでは、ひきこもりについての各機関の強みや悩み等について情報共有する。
「ヤングケアラー」「貧困」等、テーマを設定しテーマに合った講師選定を行い、話題提供していただく。そのテーマについて、グループワークを行う。

例：講師なし。事例検討会。オールまたは他機関から事例を紹介してもらう。グループワークでは、各機関の強みを活かしながら、どう対応していくかについて考える。

５　その他

（１）　課からの報告では、オールとの各関係機関・団体、各関係機関・団体同士との好事例を今年度以上に紹介する。

（２）　オールからの報告では、数値での集計だけでなく、傾向や来所する若者の困り感やニーズについて紹介する。

（３）　新潟市若者支援協議会関係機関について
令和７年度は、新潟市障がい者基幹相談センター・新潟県社会福祉士会に声掛けをする。

（４）「（仮称）新潟市子ども・若者支援ガイド」活用方法について意見をいただく。

資料５

こどもまんなか こども家庭庁

ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

法改正の経緯・概要

法改正までの背景

○　ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（令和３年５月17日）により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上が今後取り組むべき施策と設定された。

○　国においては、**令和４年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始**した。

○　しかし、ヤングケアラー支援に関する**法制上の位置付けがない**ことに加え、**地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。**

法改正の内容（公布日（令和６年６月１２日）施行）

○　「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、**子ども・若者育成支援推進法を改正し**、**「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」**として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に**ヤングケアラーを明記した**。

○　また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとした。

こどもまんなか こども家庭庁

ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

現状と課題（１）

現状①　自治体の取組状況

○ ヤングケアラーへの支援は、**自治体ごとの取組にばらつき**があり、**都道府県と市町村の役割分担も明確でなかった。**

○ **市町村での実態把握の実施率が低い**ことに加え、調査様式が**支援を必要としている者を把握できる仕様でない**場合も多く、ヤングケアラーを必要な支援につなぐ上で、課題となっている。

○ 相談窓口を含む相談支援体制の整備について、自治体ごとの取組状況に差がある。

図1 実態調査の実施状況の推移

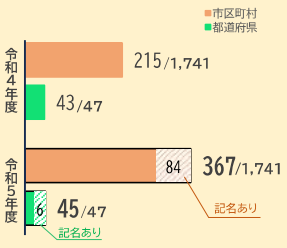

【こども家庭庁虐待防止対策課調べ】

図2 相談窓口等の整備状況

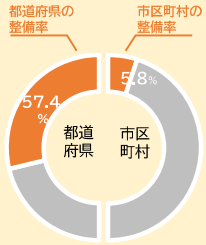

出典:令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究」

現状②　支援の必要性・緊急性の高い者

○ 過去の調査研究によれば、家族の世話を担うこども・若者の中には、**自分のみ**で世話を担う者や**世話に費やす時間が長時間**である者が確認されている。

○ **支援の必要性・緊急性の高い者に対しては、特に優先的に支援を提供していくことが重要**である。

○ こどもから若者への移行期を含む、18歳前後での切れ目ない支援も併せて重要である。

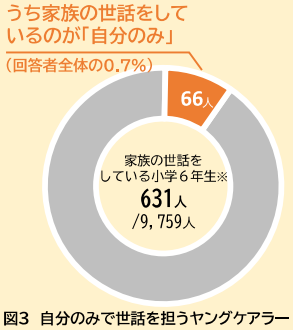

図3　自分のみで世話を担うヤングケアラー

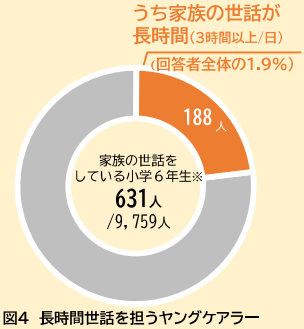

図4　長時間世話を担うヤングケアラー

※　全国の小学校から350校を層化無作為抽出により抽出
出典:令和2・3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

こども家庭庁 ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

現状と課題（2）

現状③ 家族の世話の有無による学校生活への影響

- ○ 世話をしている家族がいる場合、いない場合に比べて、**「たまに欠席する」「よく欠席する」の割合が高くなっている**。
- ○ 世話をしている家族がいる場合、いない場合に比べて、**遅刻や早退を「たまにする」「よくする」の割合が高くなっている**。

図5 家族の世話の有無と出席状況

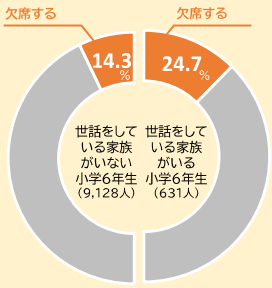

図6 家族の世話の有無と遅刻や早退の状況

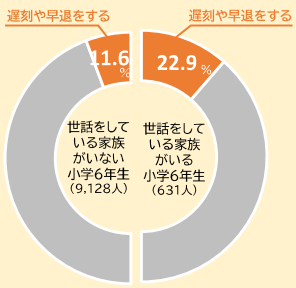

○ 世話をしている家族がいると答えたこどもにおいては、**学校生活を含むこども自身への影響が少なくない状況。**
○ また、支援の必要性・緊急性が高い者も確認されている。

⇒ **こども自身の現在と将来に様々な影響が考えられ、ヤングケアラーへの支援は急務**

こども家庭庁 ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

法改正に係る施行通知の概要①

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」
令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知

＜定義＞
○ ヤングケアラーの定義中の**「過度に」**とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、**こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合**を指すもの。
○ 都道府県及び市区町村（こども家庭センター等）において支援対象であるかの判断を行うに当たっては、**その範囲を狭めることのないように十分留意**し、**一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要。**
○**「家族の日常生活上の世話」**には、法文上明示されている**「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる**。

＜支援の対象年齢＞
○ こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から**おおむね30歳未満を中心**としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。

＜具体的な支援のあり方＞
(1) ヤングケアラーの把握
① 市区町村における記名式等による実態把握
まずは、ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要であり、**ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進**に努める必要がある。その上で、主に**市区町村において任意の記名式等個人を把握することが可能な方法により調査**を実施することが必要。
特にこどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、**市区町村（こども家庭センター）から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効**。

こども家庭庁 ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

法改正に係る施行通知の概要②

② 支援の必要性、緊急性の高い者への優先的な支援

ヤングケアラーへの支援を進めるに当たっては、特に支援の必要性、緊急性が高い者を特定し、優先的に支援を展開していくことも重要。**特に優先的に支援を行う必要性の高いケース**としては、**保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであったりするなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケース**が想定。

（生活保護や児童扶養手当の受給家庭の状況確認によるアプローチ）

- 管内の福祉事務所等との連携により生活保護を受給している家庭の世帯構成を確認し、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯については、こども家庭センターの職員がケースワーカーとの同行訪問等により状況を確認する
- 児童扶養手当の申請手続等において、受給者等に日常的なケアが必要であり、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯を把握した場合には、こども家庭センターの職員がひとり親担当の職員とともに状況を確認する

など、優先的に支援を進めることが効果的。

（学校等を通じたアンケート調査等によるアプローチ）

市区町村（こども家庭センター）による学校等の関係機関を通じたアンケート調査やスクールカウンセラーによる相談支援の結果等の内容も十分踏まえて、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努める。その際、把握したヤングケアラーの情報について、学校等とこども家庭センターとが適切に情報共有し、支援につなげていくことが有効。

（精神保健福祉分野との連携によるアプローチ）

- 都道府県等の精神保健福祉担当部局（自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の担当等）と連携しつつ、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯について状況を確認する
- 精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、精神科医療機関や訪問看護事業者等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると考えられる家庭についての情報提供を促す

など、精神保健福祉分野との連携も効果的。

③ 市区町村と都道府県の役割分担及び予算事業の活用について

○ **市区町村**におけるヤングケアラーの把握のための調査は、**定期的な実施**が望まれる（**少なくとも年に１回程度**）。
○ **都道府県**においては、**広域的な調査**を実施した上で、条例の制定や計画策定など広域的に支援体制を整備するための取組を進めることが効果的。
○ これらの調査により把握された実態を踏まえ、**都道府県が中心となって市区町村との役割を整理し、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みを構築**。
○ ヤングケアラーの実態調査の実施に際しては、ヤングケアラー支援体制強化事業における実態調査・把握への補助を積極活用。

こども家庭庁 ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

法改正に係る施行通知の概要③

(2) ヤングケアラーへの支援

① 18歳未満の支援 →こども家庭センターにおけるヤングケアラー支援については施行通知別紙１を参照

○ 要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプラン（SP）を作成し、包括的・計画的に支援。当該児童やその保護者が支援を拒否している場合等であっても、SPの作成に向けた働き方を丁寧に行う。

② 18歳以上の支援

（都道府県の役割）

○ 特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、**主に都道府県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援に向けた市区町村へのつなぎや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制を整備**。（管内の子ども・若者総合支援センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する、管内をカバーしうる民間支援団体等に依頼する等）

（市区町村の役割）

○ 年齢により切れ目なく支援を行うために、市区町村としても支援体制を整備。**特に、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割**を果たすことが期待。

③ 具体的な支援内容と支援体制の整備 →具体的な支援内容例については施行通知別紙２を参照

○ **介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業、外国語対応通訳の派遣等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替**していくほか、**日常的なケアから離れたレスパイトの機会を確保、ピアサポート等の相談支援等、必要な支援の実施体制**を整備。
○ 介護保険、障害福祉サービス等の関係機関・部署に対して、子が主たる介護者となっている場合には、子を「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮して支給決定等を行う必要があることなどの認識を十分共有。
○ 支援体制の構築に際してはヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）を積極活用。

④ 実態把握・支援の実施状況の定期的な照会・公表

○ 各市区町村におけるヤングケアラーの把握・支援の実施状況（SP作成状況を含む）は、**こども家庭庁より定期的に照会・公表。**

(3) 支援に当たって留意すべき事項

○ こども・若者や保護者等の**複雑な心情等にも十分に配慮**。
○ ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定 的・共感的な関わりを心掛け、外部サービスの導入に当たっては、家族全体を支援する視点を持って、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明等を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行う。

こども家庭庁 ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

法改正に係る施行通知の概要④

＜子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会等の連携の在り方＞→個人情報の取扱については施行通知別紙３を参照

○　年齢によって支援が途切れることのないよう、**当該児童が18歳に達するまでに、要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援調整機関にヤングケアラーの支援に必要な情報を提供**するなど、各調整機関同士が連携を図るよう努める。

○　子ども・若者総合相談センターが、協議会間の支援をつなぐ拠点としての役割を担えるよう、例えば、以下のような対応を想定。
①子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わること。
②各市区町村において、子ども・若者総合相談センターや子若協議会の設置を一層促進。（こども家庭センターに、子ども・若者総合相談センターの機能を統合するなどして一体的に運営することは差し支えない）

○　介護や生活困窮など他制度における支援策を活用できるよう、社会福祉法や生活困窮者自立支援の支援会議や、介護保険法の地域ケア会議等との連携を行うことも重要。

＜国民の理解の増進等＞

○　ヤングケアラーの支援を進めていくためには、**周囲の大人等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要**。

○　国による積極的な広報啓発の実施に加え、各地方公共団体において、**地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的・積極的な広報啓発の実施を検討。**

○　ヤングケアラーに関する**広報啓発に当たっては、こども・若者の複雑な心情等にも十分に配慮**することが重要。
・ヤングケアラーへの支援が家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであること
・本人の受け止めを丁寧に捉える必要があること
・その上でこども・若者にとって必要な時間が確保されるよう、こども家庭センターのSP等を通じた支援が行い得ること
等について、周囲の大人等の適切な理解を促し、**当事者に寄り添った姿勢の下で支援につなげられるよう、丁寧な広報啓発**を実施。

＜調査研究の推進、人材の養成等＞

○　国において、今後、ヤングケアラーへの支援の方法等に関する必要な調査研究等を実施。地方公共団体においても、ヤングケアラーの効果的な支援方法等に関する必要な調査研究の実施に努める。

○　国において、困難を有するこども・若者を支援する人材の養成について研修を実施予定。地方公共団体においても関係機関職員研修等への補助を積極活用しつつ、ヤングケアラーの支援に必要な人材の養成や支援体制の整備のための必要な施策を講ずるよう努める。

新　潟　市　か　ら　の　お　知　ら　せ　　R７.１月

新潟市重層的支援体制整備事業って何が変わるの？？

資料６

重層的支援体制整備事業って？

各分野で従来から進めてきた支援を横断的・一体的に実施することで、地域共生社会の実現・包括的支援体制の構築を目指すものです。
「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行います。

新潟市の方向性は？

・既存の相談拠点や地域資源を活用して実施します。
・社会福祉協議会に配置されるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心に多機関・多職種連携によって実施します。

○支援フロー

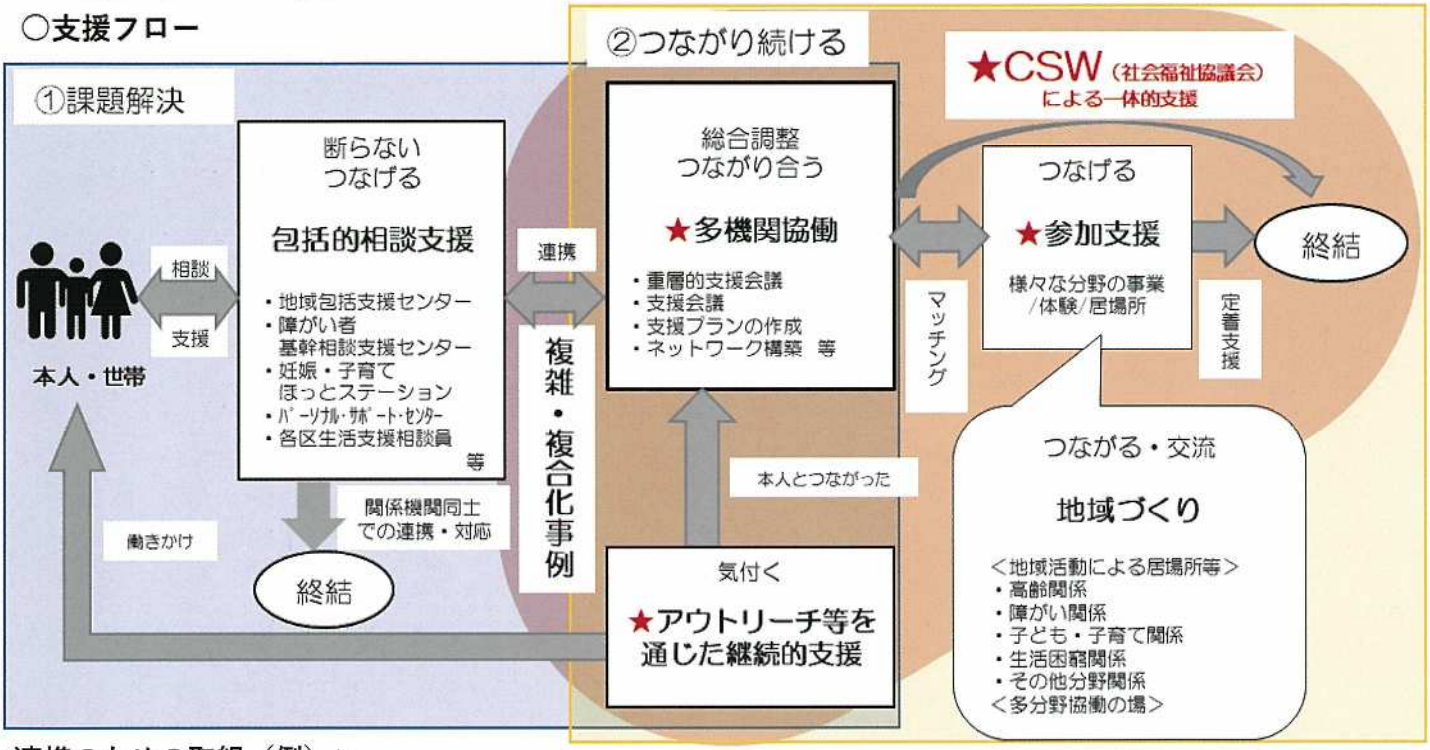

＜連携のための取組（例）＞

○地域福祉コーディネーター育成研修（H23～）※累計受講者数：1,605名
・福祉専門職などを対象に、複雑化かつ多様化する福祉課題の解決に導く手法を学ぶ研修を実施しています。
・普段の活動を通じ、自ら解決することができない個別の課題や地域のニーズを的確に把握し、関係機関と連携してニーズ解決に必要な人と人をつなぐ役割を担います。

○活用できるツール「つなぎ・連携シート」
・地域福祉コーディネーターからCSWへつなぐ時や庁内外関係機関の連携で情報をやりとりする時に活用することができる様式を作成しました。円滑な支援のためにぜひご活用ください。

＜新潟市における「重層的支援会議」と「支援会議」の整理＞

○本事業における2つの会議について、市では各区社会福祉協議会CSWを中心に開催することとします。

	重層的支援会議	支援会議
法規定	無（多機関協働事業の中で実施）	有（社会福祉法第106条の6）
本人同意・守秘義務	本人同意が必要	守秘義務があり本人同意不要
本人 （右記いずれかの場合）	・本人参加 ・同意が得られている	・同意が得られていない ・支援同意はあるが、プラン検討を主目的としない
内容	・プランの適切性の協議 ・プランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討	・関係機関がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報共有 ・潜在的な相談者に支援を届けるための共有
構成員	社協CSW、行政を含む３者以上	社協CSWを含む３者以上

（本事業に関すること）新潟市福祉部福祉総務課　025-226-1169　　（支援に関すること）新潟市社会福祉協議会地域福祉課　025-243-4370

記載例（※相談者：本人の場合）

資料6-2

受付No.

新潟市　つなぎ・連携シート

※本シートは、支援機関や支援者同士がつながり、連携しながら、円滑な支援を行うために活用するシートです。

初回相談受付日	R6.1.15	所属	新潟市 〇区保護課	記入者	〇〇　〇〇	電話	025-XXX-XXXX

相談者

ふりがな　にいがた　こめいち		性別　☑男　□女　□その他
氏名　新潟　米一		生年月日 T. Ⓢ. H. R.　58年10月1日　40歳
住所　〒　000-0000 新潟市〇区〇〇町〇－〇－〇		
電話（自宅）（025）XXX-XXXX		電話（携帯）090-XXXX-XXXX
連絡希望時間帯　午前		メール　△△△@XXX.co.jp
支援対象者との関係　□本人　□家族　□その他（　　）		

世帯構成等

支援対象者	氏名	年齢	続柄	備考
〇	新潟　米一	40	本人	債務を抱えている
〇	新潟　米子	40	妻	うつ病
〇	新潟　古町	12	長女	ヤングケアラー
	新潟　一郎	8	長男	

相談内容

相談されたい内容に〇をお付けください。（複数ある場合は、一番お困りのことに◎）

〇	病気や健康、障害のこと		住まいについて	〇	収入・生活費のこと
〇	家賃やローンの支払いのこと	〇	税金や公共料金等の支払いについて	◎	債務について
	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について
	家族との関係について	〇	子育てのこと		介護のこと
	ひきこもり・不登校		ＤＶ・虐待		食事について
	その他　（　　）				

≪内容詳細・気になったこと・配慮を希望されること≫

知人の連帯保証人になっていた父親（相談者）が突如借金を背負うことになり、生活が困窮している。妻は精神疾患があり、家事力は乏しい。父が返済のために毎日業務多忙のため、家事や長男の世話を長女が担っている。

本人同意

☑　署名　　□　口頭　　□　その他（　　）

↳相談支援にあたり、私の相談内容を必要となる関係機関・関係者と情報共有することに同意しま

	す。 6年1月15日　　本人署名　新潟　米一

≪つなぎ・連携先≫

機関名	つなぎ・連携を希望する理由
○区社会福祉協議会（CSW）	生活保護には該当しない。複数の課題が絡み合っていることから、課題の整理や役割分担等の調整をお願いしたい。
法テラス	債務整理をお願いしたい。

≪既に支援に入っている機関・利用サービス等の状況≫（把握可能な範囲）

機関名	支援内容
○区保護課	現状の困りごとは確認したが、生活保護に該当せず、対応が困難であるため、適切な関係機関につなぎたい。
○○病院	妻のかかりつけ医
○○中学校	長女の担任が気にかけているほか、メンタルケアのためにカウンセリングを受けている。

≪特記事項・これまでの相談経緯・支援者の所感等≫

困りごとの相談はしたこともあったが、支援には至っていない様子。
支援を強く希望されている。

記載例（※相談者：本人以外の場合）

受付No.

新潟市　つなぎ・連携シート

※本シートは、支援機関や支援者同士がつながり、連携しながら、円滑な支援を行うために活用するシートです。

初回相談受付日	R6.1.15	所属	△△ひきこもり支援ｾﾝﾀｰ	記入者	△△　△△	電話	025-YYY-YYYY

相談者

ふりがな　にいがた　たろう				性別　☑男　□女　□その他	
氏名　新潟　太郎				生年月日 T. [S]. H. R.18年10月1日　80歳	
〒　000-0000 新潟市〇区〇〇町〇－〇－〇					
電話（自宅）（025）XXX-XXXX				電話（携帯）090-XXXX-XXXX	
連絡希望時間帯　〇時頃				メール　△△△@XXX.co.jp	
支援対象者との関係　□本人　☑家族　□その他（　　）					

世帯構成等

支援対象者	氏名	年齢	続柄	備考
	新潟　太郎	80	夫	
〇	新潟　花子	80	妻	軽度認知症
〇	新潟　一郎	50	長男	ひきこもり、精神疾患

相談内容

相談されたい内容に〇をお付けください。（複数ある場合は、一番お困りのことに◎）

〇	病気や健康、障害のこと		住まいについて	〇	収入・生活費のこと
	家賃やローンの支払いのこと		税金や公共料金等の支払いについて		債務について
	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について
	家族との関係について		子育てのこと		介護のこと
◎	ひきこもり・不登校		ＤＶ・虐待		食事について
	その他　（　　）				

≪内容詳細・気になったこと・配慮を希望されること≫

長男は高校卒業後、就職したが、職場になじめず、精神疾患を患い、30歳で退職。それ以来、社会との関係を断つようになり、ひきこもり状態となっている。世帯は、年金で生活しているが、妻の認知症が発覚し、生活費や今後の医療費、両親なき後の長男の生活に不安を抱いている。

本人同意

☑　署名　　□　口頭　　□　その他（　　）

↳相談支援にあたり、私の相談内容を必要となる関係機関・関係者と情報共有することに同意しま

	す。 6年1月15日　　本人署名　新潟　太郎

≪つなぎ・連携先≫

機関名	つなぎ・連携を希望する理由
○○地域包括支援センター	相談者の妻が認知症と分かったため、受けられるサービス・支援があれば説明等をお願いしたい。

≪既に支援に入っている機関・利用サービス等の状況≫（把握可能な範囲）

機関名	支援内容
△△ひきこもり支援センター	訪問等のアウトリーチ支援を試みるも、なかなか会えない。 会えても、関係性の構築にはつながらない。
△△病院	長男の精神疾患のかかりつけ医。通院歴あり。

≪特記事項・これまでの相談経緯・支援者の所感等≫

妻の認知症に関する相談はこれが初めて。

資料7

新潟市こども計画

はばたけ！
未来を支える
子どもの笑顔

新潟市子育て
応援キャラクター
ほのわちゃん

令和７年３月

新潟市

はじめに

近年、急速な少子高齢化や核家族化、就労形態の変化など、こどもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、こどもと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

こうした背景のもと、令和５年４月にこども基本法が施行され、同年 12 月「こども大綱」が閣議決定されました。全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく穏やかに成長でき、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示され、本市においても、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「新潟市こども計画」を策定しました。

この計画は、これまで「第２期新潟市子ども・子育て支援事業計画―新・すこやか未来アクションプラン第２期計画―」で進めてきた子育て支援とこどもの貧困対策はもとより、こどもの権利擁護や若者支援、少子化対策の取組みなど、こどもに関する幅広い施策を一つにまとめたものです。

計画策定にあたっては、こどもたちや保護者の方々から直接意見を伺い、私自身も高校生の皆さんと、結婚や子育てに関する情報発信の仕方などについて意見交換させていただくなど、ご意見の反映に努めました。また、新潟市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、計画案に対するパブリックコメントでも様々なご意見をいただき、充実した内容へと磨き上げることができました。計画策定にご協力いただきました全ての皆さまに心より感謝申し上げます。

この計画に基づき、こどもの最善の利益を第一に考え、ライフステージに応じた多様なこども・子育て支援施策を、総合的に推進していきます。こどもを社会の真ん中に据え、こどもたちが笑顔で健やかに育つ、こどもと子育てにやさしい新潟市の実現を目指してまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和７年３月

新潟市長　中原　八一

市長による高校生の意見聴取の様子（令和６年８月）

目　次

第１章　　計画の策定 1

１　計画策定の背景と趣旨 1

２　計画策定の基本事項 6

２．１ 計画の位置づけ 6

２．２ 計画の対象 8

２．３ 計画の期間 9

３　基本理念 10

３．１ 基本理念 10

３．２ 基本理念を実現するための姿勢 11

４　計画の策定方法 14

４．１ 新潟市子ども・子育て会議 14

４．２ こども・子育て支援に関する各種調査 14

４．３ こども・若者・保護者の意見反映 17

４．４ パブリック・コメントの実施 22

５　こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題 23

５．１ こども・家庭・地域の状況 23

（１） 人口の推移 23

（２） 世帯数の推移 24

（３） こどもの数の推移 25

（４） 出生数の推移 27

（５） 婚姻、離婚数の推移 28

（６） 母子世帯、父子世帯数の推移 29

（７） 就労状況 30

５．２ 計画策定にあたっての状況と課題 32

（１） 子育てのしやすさの評価 32

（２） 子育てで日ごろ悩むこと、気になること 33

（３） ソーシャルサポートで期待できる方の有無 34

（４） 子育て情報で欲しい内容 35

（５） あったらよいと思う地域主体の活動 36

（６） 平均理想こども数・平均予定こども数、こどもの数が理想よりも少ない理由 37

（７） 仕事と子育ての両立で必要なこと 38

（８） 放課後の過ごし方で心配なこと 39

（９） 放課後に過ごさせたい場所 39

（１０） こどもが望む居場所 41
（１１） 定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向 45
（１２） 経済的にできないこと 46
（１３） 児童扶養手当受給世帯のこどもの進学予定 49
（１４） ヤングケアラーの認知度 50
（１５） 婚姻の状況・結婚観 51
６ 施策 53
６．１ 施策方針 53
６．２ 基本理念と施策との関係 55
第２章 具体的な施策の展開 58
施策方針１ こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます 58
施策１－１ こどもの権利の保障 58
施策１－２ 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実 61
施策１－３ 配慮が必要なこどもへの支援 65
施策１－４ こどもの貧困対策 69
施策１－５ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 72
施策１－６ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 76
施策方針２ ライフステージに応じて、こども・若者の状況に対応した支援を切れ目なく行います 80
施策２－１ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 80
施策２－２ 妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実 84
施策２－３ 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上 88
施策２－４ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育 92
施策２－５ 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進 97
施策２－６ こども・若者の健全育成と自立支援 101
施策２－７ 高等教育の修学支援、高等教育の充実 106
施策２－８ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 108
施策２－９ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 110
施策方針３ 子育てに関わる全ての人々を支えます 112
施策３－１ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 112
施策３－２ 地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援 115
施策３－３ 子育てと仕事の両立支援、企業・団体等との連携と機運醸成 118
施策３－４ ひとり親家庭への自立支援 121
第３章 子ども・子育て支援事業の実施 126
１ 事業の提供区域の設定 126
２ 教育・保育の量の見込み及び確保の方策 127

3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 131
4　子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項 154
4．1　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 154
4．2　子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保 154
4．3　指針に基づく任意記載事項に係る事業 155
5　放課後児童対策を推進するための計画 158
（1）　放課後児童クラブ 158
（2）　子どもふれあいスクール 159
（3）　放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの連携 161
（4）　放課後の安心・安全な居場所の確保に向けて 162
第4章　計画の推進に向けて 163
1　計画の進捗管理・評価 163
2　計画の見直し 163
3　施策ごとの成果指標一覧（再掲） 164
第5章　計画策定に係る資料 168
1　施策体系・関連事業一覧 168
2　新潟市子ども・子育て会議に係る資料 184
（1）　新潟市子ども・子育て会議委員名簿 184
（2）　新潟市子ども・子育て会議開催経過 185
（3）　新潟市子ども・子育て会議の部会について 187
3　用語集 188

施策２－６

こども・若者の健全育成と自立支援

◆ライフステージ：「学童期・思春期」及び「青年期」◆

◆施策の方向性◆

こども・若者が、自分自身の未来を考え、最善の選択・判断が行えるよう、支援や教育の機会を提供します。また、いじめや体罰の防止に努めます。

◆施策推進の背景◆

こども・若者が主体的に判断・行動することができ、社会の中で自立し、自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事に触れる職場体験や、消費生活の基礎知識などについて、意識啓発や情報提供に取り組むことが求められます。

いじめは、こども・若者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があります。全ての学校において、「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめ防止対策を強化することがますます求められます。加えて、今後も拡大するネット社会における、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策を推進し、全てのこども・若者が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような働きかけに関する施策も重要です。

不登校については、本人・家庭・学校に関する様々な要因が複雑にからみ合っている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会の確保が強く求められます。

体罰は、「学校教育法」や「生徒指導提要」において、いかなる場合も決して許されないとされていますが、学校現場では根絶できていないのが現状です。

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学習支援や進路決定支援など、高校においてこどもに寄り添った指導・相談体制の充実が求められています。また、高校を中退したこどもが、自身が目指す学力（高校卒業レベルが望ましい）を身に付けることができるような学習相談や学習支援を提供していくことも必要です。

こどもが、昼夜・休日を問わず、いつでも安心して医療サービスを受けられるためには、小児医療体制の充実が必要であり、小児医療の関係者とこどもに対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育を支援する必要があります。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和９年度	令和 11 年度
市立高等学校における地域連携教育活動に参加した生徒数(延べ人数)	**2,217 人** （R5 年度実績）	**前年度以上**	**前年度以上**
いじめの解消率	**77.3%** （R5 年度実績）	**78%**	**78%**

◆具体的な取組◆

【取組１】成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育を推進します。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることができる教育活動を進めます。職場体験活動や就業体験活動（インターンシップ）などの体験を通して、こどもが主体的に自分の「ライフデザイン」を描くことができる学習活動を行います。

また、社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育に取り組みます。

〔主な事業〕

◇子ども消費者学習
◇消費者教育被害防止啓発用冊子配布
◇出前講座
◇消費者教育の推進
◇市立小中学校・中等教育学校（前期課程・後期課程）・高等学校・特別支援学校のキャリア教育推進事業

【取組２】いじめ防止

いじめはどのこどもにも起こり得るということを前提に、「どのような理由があってもいじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という認識をこどもたちの中に育む教育活動を推進し、いじめの未然防止に努めます。また、いじめの疑いを認知した際には、学校を中心に関係機関とも連携した対応を迅速に進め、こどもたちが安心して生活できる環境を整えます。

また、新潟市における「総合教育会議」等を活用した関係部局と教育委員会との連携促進や、関係部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等にも取り組みます。

〔主な事業〕

◇いじめ防止市民フォーラム
◇学校警察等連絡協議会
◇スクールガードリーダー
◇いじめ・不登校対応への支援
◇新潟市子ども条例推進事業
◇新潟市いじめ防止市民連絡協議会
◇ＳＳＷ・カウンセラー等活用事業
◇新潟市子どもの権利相談室の運営
◇いじめ未然防止に向けた教育プログラム

【取組３】不登校のこどもへの支援

不登校のこどもの意見を聞きながら、不登校の要因分析を行い、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家に、いつでも気軽に相談できる環境の整備、教育相談ネットワーク事業における訪問教育相談員による訪問相談、ＩＣＴ等を活用した学習支援、ＮＰＯやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチ支援を強化します。

なお、アウトリーチ支援については、*『不登校生徒の家庭への効果的なアウトリーチ支援に関する調査研究』において、「学校のアウトリーチ支援においては、文部科学省により「家庭教育支援」として不登校児童生徒の保護者に寄り添うアウトリーチ型支援が検討されている。先行して実施された茨城県坂東市の家庭教育支援チームでは学校と福祉部局支援員のチームによる取組により、何らかの改善・変化がみられた家庭が 8 割という結果であった。（文部科学省 2021）」とあることから、福祉部局との課題共有チームでの対応も検討します。

*出典：東京学芸大学教育実践研究紀要　第 19 集　pp. 77-83，2023。

〔主な事業〕

◇教育相談ネットワーク事業
◇ＳＳＷ・カウンセラー等活用事業
◇新潟市子どもの権利相談室の運営
◇不登校対策研修会
◇新潟市フリースクール等連携協議会
◇いじめ・不登校対応への支援

【取組４】体罰や不適切な指導の防止

文部科学省「生徒指導提要（令和 4 年 12 月改定）」において、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組の強化を推進します。

〔主な事業〕
◇保護者、教職員、児童生徒を調査対象とした体罰実態調査の実施
◇教職員に対する指導、研修の実施

【取組５】高校中退の予防、高校中退後の支援

高校中退を予防するためには、学習等に課題を抱えるこどもの学力向上の他に、進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る取組を行います。

高校を中退したこどもに対しては、高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進するとともに、地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図り、中退したこどもの再入学・学びを支援します。

〔主な事業〕
◇教育相談ネットワーク事業　　◇ＳＳＷ・カウンセラー等活用事業
◇若者支援事業

【取組６】若者の居場所の確保

若者が安心して過ごすことができる場として、若者が話したり、学習したりするなど自由に居られる場所やボランティアが若者を見守ったり、話し相手になったりする居場所を提供します。

«若者の意見の反映»
テーマ：若者支援センターオールの居場所利用について、相談利用について

●意見：もっと若者同士でいろいろと話せる機会があると良い。

◆意見の反映：若者がやりたいことを提案して参加者を集う自主企画や対人スキルを身につけるSST（ソーシャルスキルトレーニング）の講座等を開催しています。
今後もより若者同士が話しやすい環境づくりに努め、引き続き利用者の社会性やコミュニケーション能力向上を図るような企画を計画していきます。

〔主な事業〕
◇若者支援事業

【取組７】小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

こども・若者が、自分の成長や発達の程度に応じた心身の健康や性に関する正しい知識を得て、緊急シグナルを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりすることができるよう、教育委員会と保健部門などが連携して取り組みます。

学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援（予期せぬ妊娠や性感染症等への適切な相談を含む）に取り組みます。

また、こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられる体制を確保します。

«高校生の意見の反映»

テーマ：新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか

●意見：こどもが医療機関にかかり易い環境だと良い。

◆意見の反映：夜間・休日でも安心して医療サービスが受けられるよう、急患診療センターでの医療体制を確保・維持していきます。

〔主な事業〕

◇思春期健康教育

◇思春期・性感染症健康教育

◇予防接種事業

◇急患診療センター

◇HIV/エイズ 相談・検査事業

◇精神科医による思春期青年期相談

◇口腔保健福祉センター（急患診療）

施策２－８

就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

◆ライフステージ：「青年期」◆

◆施策の方向性◆

若者が、地元で安心して職業に就くことができ、自分自身の未来を考え、最善の選択・判断が行えるよう、就労の支援や能力向上の機会を提供します。

◆施策推進の背景◆

若者が安心して暮らせる新潟市となるためには、新潟市又は周辺の市町村で就労することができ、経済的な不安がなく、良質な雇用環境のもとで、将来への展望を持って生活できるよう、多様かつ柔軟な取組が求められます。

特に、新潟市から若者、中でも女性が首都圏等に流出していることを踏まえつつ、若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、厚みのある中間層の形成に向けて、新潟市への投資の拡大を含め、持続的に若者の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な就労及び雇用環境を創っていく必要があります。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和９年度	令和 11 年度
地域で人材を確保・育成する取組への参加企業数	**28 社** （R5 年度実績）	**30 社**	**30 社**
新潟地域若者サポートステーションを利用した人のうち、就職した人数（雇用保険被保険者資格を取得した就職者）	**147 人** （R5 年度実績）	**前年度以上**	**前年度以上**

◆具体的な取組◆

【取組１】若者の就職活動におけるマッチング支援

就職活動段階においては、学生と企業のマッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるような支援を行います。

また、若者の地元就職への意識醸成を促進するため、経済団体や地元大学など関係機関と連携して企業研究セミナーなどを開催します。

〔主な事業〕
◇新規採用活動支援事業　　◇働き方改革推進事業
◇市内就労促進事業　　◇デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業
（単日短時間就労マッチングプラットフォーム構築事業）

【取組２】若者の再就職に関する支援

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行います。

また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組みます。

〔主な事業〕
◇新潟地域若者サポートステーション事業　　◇若者支援事業

【取組３】若者の職業選択を広げるための能力向上支援

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働力の移動が、企業と経済の更なる成長につながり、若者の構造的賃上げに資するものとなるよう、リスキリングによる能力向上の支援を推進します。

また、在宅テレワークによる就労を促進し、時間や場所に捉われずに働ける「地域就労モデル」の構築を推進します。

〔主な事業〕
◇デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業
（在宅テレワーカー育成・就労支援事業）

施策２－９

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

◆ライフステージ：「青年期」◆

◆施策の方向性◆

若者の悩みや不安を解消するための相談体制を充実し、本人及び周りの友人や家族が気軽に相談窓口にアクセスできる情報の周知を図ることで、誰一人として取り残さない社会を目指します。

◆施策推進の背景◆

青年期においては、進学や就職などの人生における大きなライフイベントに際し、人間関係について悩んだり、不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりすることがあります。

こころのＳＯＳサインに気づいたときの対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、全ての若者への周知が求められます。

また、そのようなこころの不安定などから非行やひきこもりの状態になった場合においても、自立した生活を送れるように社会全体で見守り、サポートする環境を整えることが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	目標	
		令和９年度	令和 11 年度
ひきこもり支援に関する相談件数	**2,036 件** （R5 年度実績）	**2,036 件以上**	**2,036 件以上**
こころの健康に関する研修会参加者数	**３５４人** （R5 年度実績）	**４５５人**	**４５５人**
若者支援協議会全体会議の開催	**開催** （R5 年度実績）	**開催**	**開催**

◆具体的な取組◆

【取組１】若者の保健対策と相談体制の充実

新潟市若者支援センター「オール」や新潟市ひきこもり相談支援センターなどの相談機関において、利用者から相談しようと思った理由や相談機関を知った手段など、意見を聴取することでニーズを把握し、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を推進します。

«若者の意見の反映»

テーマ：若者支援センターオールの居場所利用について、相談利用について

●意見：相談機関では、話が苦手な人のために、もう少し話しやすい環境（場所・部屋の雰囲気づくりなど）があると良い。

◆意見の反映：相談者が安心して話すことができるように、聞き手の職員は受容的な態度や傾聴の姿勢を心がけていきます。
また、狭い相談室が苦手な相談者のために広い研修室を利用するなど、ご要望により、より話しやすい環境づくりに努めていきます。

〔主な事業〕

◇ひきこもり相談支援
◇親子のための相談 LINE
◇精神科医による思春期青年期相談
◇精神保健医療福祉人材育成
◇若者支援事業

【取組２】相談支援やサポートに関する情報の周知

若者が友達の悩みや不安を抱えていることを察知したときに、適切な相談支援やサポートにつなげることができるよう相談機関等の情報等の周知に取り組みます。

〔主な事業〕

◇相談関係機関連絡会
◇若者支援事業
◇子どもＳＯＳ電話相談
◇いじめ・不登校対応への支援、カウンセラー等活用事業